

厚生労働省発職0331第1号

平成22年3月31日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 長妻 昭

別紙「地域雇用開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」及び「雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

地域雇用開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱（案）

第一 雇用開発促進地域の要件の一部改正

雇用開発促進地域の要件のうち、有効求人倍率に係るものについて、最近三年間及び一年間の有効求人倍率の月平均値が全国の月平均値の三分の二（この数値が一を超える場合には一、〇・五未満である場合は〇・五。ただし、全国の月平均値が〇・五未満である場合には、全国の月平均値）以下とすると。

第二 自発雇用創造地域の要件の一部改正

自発雇用創造地域の要件のうち、有効求人倍率に係るものについて、最近三年間及び一年間の有効求人倍率の月平均値が全国の月平均値（この数値が一を超える場合には一、〇・六七未満である場合には〇・六七）以下とすること。

第三 雇用開発促進地域に関する暫定措置

この省令の施行の際現に同意雇用開発促進地域（雇用開発促進地域に該当する地域であつて、厚生労働大臣の同意を得られた地域雇用開発計画を策定している地域）である地域が、現行計画の計画期間終

了後引き続き計画を策定する場合であつて、最近三年間の有効求人倍率が現行計画の策定時に用いた過去三年間の有効求人倍率よりも低いときは、雇用開発促進地域の要件に該当するものとみなすこととする。

第四 施行期日

この省令は、平成二十二年四月一日から施行するものとする。

雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針の一部を改正する
告示案要綱（案）

第一 雇用開発促進地域の要件の一部改正

- (一) 雇用開発促進地域の要件のうち、有効求人倍率に係るものについて、最近三年間及び一年間の常用又は一般有効求人倍率の月平均値が全国の月平均値の三分の二（この数値が一を超える場合には一、〇・五未満である場合は〇・五。ただし、全国の月平均値が〇・五未満である場合には、全国の月平均値）以下とすること。

- (二) 大都市圏の地域等であつて、地域雇用開発の措置を講ずる必要があると認められない地域は、対象としないこととする。

第二 自発雇用創造地域の要件の一部改正

自発雇用創造地域の要件のうち、有効求人倍率に係るものについて、最近三年間及び一年間の常用又は一般有効求人倍率の月平均値が全国の月平均値（この数値が一を超える場合には一、〇・六七未満である場合には〇・六七）以下とすること。

第三 施行期日

この告示は、平成二十二年四月一日から施行するものとする。